

証券コード 7120
(発送日) 2025年6月5日
(電子提供措置の開始日) 2025年5月29日

株 主 各 位

東京都台東区浅草橋五丁目20番8号
株式会社 S H I N K O
代表取締役社長 福 留 泰 蔵

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を次ページ記載のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.kk-shinko.com/>



(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式について」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7120/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SHINKO」又は「コード」に当社証券コード「7120」(半角)を入力、検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2025年6月19日（木曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月20日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲1
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第11期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役8名選任の件
第4号議案 監査役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1)書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2)代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

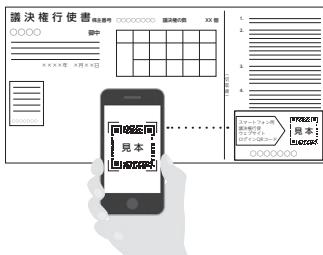
- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を前記インターネット上の各ウェブサイトに掲載させていただきます。
 - ◎ 本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条に基づき、お送りする書面には記載しておりません。当該書面に記載している計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

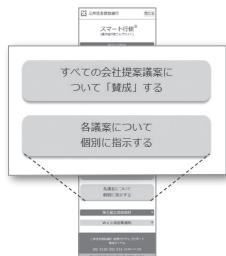
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法等がご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

わが国経済は、2025年3月の政府の月例経済報告によると、「景気は、一部に足踏みが残るものの、緩やかに回復している。」とあります。

2024年の春季労使交渉においては、33年ぶりとなる高水準の賃上げ率となり、所得環境が改善される一方、食料品など身近な物価の上昇が個人消費の伸びを緩やかなものに留まらせています。また、急激な円安、原材料価格高騰、人件費高騰によって一部企業に影響が出ているものの、観光、インバウンド需要は回復傾向にあります。

2024年8月には日経平均株価が前日終値比4,451円と12.4%下落し、1987年10月20日の暴落幅を超え過去最大となりました。2025年1月にはドナルド・トランプ氏がアメリカの第47代大統領に就任し、1週間で30を超える大統領令に署名しました。地球温暖化対策の「パリ協定」からの離脱、政府機関における多様性の撤回等の大幅な政策転換を進め、外国からの輸入品に課す「関税」と、アメリカ国内の企業への「減税」によって、貿易赤字の削減や製造業の強化を目指す姿勢を示しています。今後これらの政策が日本経済及び当社に及ぼす影響は不透明であり、注視していく必要があると感じております。

当社を取り巻くIT市場においては、人材不足の中、生産性向上や収益拡大のためのDX推進を目的としたIT支出が拡大しており、それに伴い当社にも多くの需要がありました。

当事業年度は、2024年4月に77名の新卒社員を迎えスタートしました。4月から12月にかけては、医療DXの推進に伴い、訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認用機器の導入が進みました。また、介護機器の導入やデジタル化に利用できる助成金・補助金である、介護ロボット導入活用支援事業補助金、ICT導入支援事業補助金、IT導入補助金を活用した介護ソフトや見守りシステムの販売も順調に進み、当事業年度において当社の成長を牽引いたしました。また、電子カルテ標準化に向けた動きの中で、電子カルテの販売と併せて病院施設内のネットワーク構築、セキュリティ対策等の需要が増加しており、対応件数の増加が当社エンジニアのスキルアップにもつながっております。

2024年2月に東京都江戸川区臨海町に移転、拡充したテクニカルセンターでは、ショールームとしての機能を活かし、年間71件の見学会を開催し、新規案件の受託に繋がっております。

2024年7月には前事業年度の進捗で明らかになった課題への対策を検討したうえで、最重要テーマを「成長と収益力向上」とした新中期経営計画を発表しました。当社はこの3年間で

事業基盤拡大の3ヶ年と位置付けております。初年度である当事業年度においては、医療DX、教育DX、自治体DX、企業DX等の推進に伴う需要に積極的に対応していくことで、着実に事業基盤を拡大してまいりました。

当社の成長は人材が鍵を握ることから、当事業年度においても新卒及び中途社員の採用、教育、エンジニアの育成に注力しながら、従業員満足度の向上にも努めてまいりました。この効果により、当事業年度の離職率は5.9%と、前事業年度から2.6ポイント改善いたしました。また、新中期経営計画に織り込み済みの人的投資の一環として、翌事業年度の賞与支給額を従来の3か月から4か月に増やすべく、賞与引当金の積立て金を増額いたしました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高16,904,476千円（前事業年度比4.7%増）、営業利益687,690千円（同9.7%増）、経常利益691,573千円（同8.9%増）、当期純利益512,872千円（同24.9%増）となりました。

当事業年度は、第3四半期において中部支店の移転等を、第4四半期において渉外用端末の修理受付拠点として稼働している拠点を機器の保守終結とともに閉鎖することを決定したため、移転後継続使用しない資産を減損損失として特別損失に計上いたしました。

セグメントの業績は、次の通りであります。

なお、「セグメント利益」は、本源的な事業の業績を図るために、本社管理部門の販売費及び一般管理費配賦前の営業損益を示しており、各報告セグメントの全社への貢献を明確化した利益指標であります。

保守サービス事業

保守サービス事業では、システムのサポート、機器の保守、コールセンター、ヘルプデスクサービス等を提供しております。

事業の主軸であるウィーメックス株式会社製電子カルテシステム、レセプトコンピュータの保守は、既存顧客の機器リプレイス時に契約形態を当社と顧客がメディコムハード保守契約を直接締結する方式から、顧客とウィーメックス株式会社が保守契約を締結し、ウィーメックス株式会社から当社がハードに係る保守を受託し保守料を受領するシステムサポート契約方式への切り替えが、当事業年度においても進んだため、売上実績は減少傾向にあります。一方でこの契約方式になることで、これまで未契約であった顧客との契約締結が促進されていることから、契約件数は増加傾向にあり、利益は増加しております。

ウィーメックス株式会社製品の保守以外では、ソリューション事業において設置展開した訪問看護ステーション向けオンライン資格確認用機器の保守件数が増加し、売上が拡大いたしました。また、クリニックや調剤薬局で導入された自動精算機の保守案件の増加、新たな医療機器の保守を一部エリアにて開始したほか、空港内におけるシステムの保守も本格的に全国に拡

大いたしました。引き続き既存取引先であるメーカーからの保守エリア拡大要請、小売店ネットワーク機器保守の拡大、医療機器メーカーからの保守やヘルプデスク等の運用保守依頼も増加し、事業全体は順調に成長しております。

この結果、当事業年度の業績は、売上高4,923,593千円（前事業年度比3.7%増）、セグメント利益873,014千円（同12.2%増）となりました。

ソリューション事業

ソリューション事業では、主要取引先である日本電気株式会社、KDDI株式会社をはじめ、全国の企業、官公庁からの依頼により、IT機器の販売、設計・構築、設置展開作業を受注しております。

当事業年度は、2024年12月に訪問看護ステーションにおけるオンライン資格確認及びオンライン請求が義務化されるのに伴い、導入に必要なレセプト作成用のソフト、パソコン、ネットワーク回線整備の需要が増加し、本社及び全国の拠点において対応してまいりました。また、2025年10月にWindows10のサポートが終了することに伴う、パソコンの新規導入や入替えに係る案件も徐々に増えてまいりました。

また、介護事業所向け介護機器の導入やデジタル化に利用できる介護ロボット導入活用支援事業補助金、ICT導入支援事業補助金、IT導入補助金を活用した介護ソフトや見守りシステムの導入が進みました。

医療DXの推進に伴い、病院における電子カルテ導入及びネットワーク構築の依頼が増えており、それに伴いエンジニアのスキル向上が図れております。更に医療機関におけるネットワークセキュリティへの意識向上に伴い、当社の医療機関向けサイバーセキュリティ対策商品である「MSK@あんしんバックアップサービス」の導入が多くありました。

そのほか、教育DXの推進に伴う電子黒板導入や、教育機関専用インターネット回線「MSK@ひかり」の需要、情報通信量の増加に伴い、低軌道衛星を用いた大容量通信を可能とする「Starlink」の設置工事の依頼も増加しました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高9,815,785千円（前事業年度比6.1%増）、セグメント利益789,532千円（同9.9%増）となりました。

医療DXについては一部に遅れが出ており、電子処方箋の導入や計画していた医療機器の導入が計画通りに進まなかったという事情がありつつも、前事業年度比では増収増益の結果となりました。

人材サービス事業

人材サービス事業では、2025年3月31日時点で263名が従事しております。当社エンジニ

アの努力により既存取引先において、スキルや対応力が評価され、当事業年度において増員の依頼を頂くことができました。この結果派遣従事者数は、前事業年度より6名増加しております。

配置転換や育児休業取得等により、派遣従事者数は第2四半期末日時点よりは減少しておりますが、派遣単金増額の効果により、売上高は前事業年度比で増加しております。

IT人材が不足する中、既存及び新規取引先より派遣要請がありますので、今後も継続して採用活動及び派遣従事者のケアに取り組むとともに、ジョブローテーションにより派遣人員の増員を図ります。

この結果、当事業年度の業績は、売上高2,165,097千円（前事業年度比0.8%増）、セグメント利益304,061千円（同1.7%減）となりました。

事業別売上高（単位：千円）

事業区分	第10期 (2024年3月期) (前事業年度)		第11期 (2025年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
保守サービス事業	4,750,124	29.4%	4,923,593	29.1%	+173,469	3.7%
ソリューション事業	9,248,112	57.3	9,815,785	58.1	+567,673	6.1
人材サービス事業	2,147,433	13.3	2,165,097	12.8	+17,664	0.8
合計	16,145,670	100.0	16,904,476	100.0	+758,806	4.7

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は148,329千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

品質管理システム更改のため62,762千円、本社事務所増床のため10,155千円の投資を実施いたしました。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充

社内業務用パソコンの更新（リース）のため47,470千円、テクニカルセンターの什器等購入のため9,156千円、本社レイアウト変更等各種インフラ整備のため18,786千円の投資を実施いたしました。

ハ. 当事業年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行と総額1,000百万円の当座貸越契約を締結しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2022年3月期)	第 9 期 (2023年3月期)	第 10 期 (2024年3月期)	第 11 期 (当事業年度) (2025年3月期)
売 上 高 (千円)	13,886,281	15,948,715	16,145,670	16,904,476
経 常 利 益 (千円)	612,539	762,418	634,787	691,573
当 期 純 利 益 (千円)	423,521	481,563	410,621	512,872
1 株当たり当期純利益 (円)	247.10	280.53	225.10	295.75
総 資 産 (千円)	5,522,000	6,466,730	6,515,580	6,369,629
純 資 産 (千円)	990,351	1,625,265	1,914,541	1,750,825
1 株当たり純資産 (円)	577.80	905.95	1,043.94	1,116.62

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、続く物価上昇率の高まりと「トランプ関税」による景気の下振れリスクがあります。

国内IT市場では、多くの企業において課題となっている人材不足へ対処するため、生産性向上、デジタル化による収益拡大を目的にしたデジタル化／DXを本格化させると予測されております。

このような状況下、当社は新中期経営計画2年目を迎えます。1年目の当事業年度においては、最重要テーマである「成長と収益力向上」の実現に向け、医療DX、教育DX、自治体DX、企業DX推進に伴う需要に応え、事業の拡大に努めてまいりました。また、前事業年度において課題であった労務費・原材料費・エネルギー価格等のコスト上昇分の価格転嫁の交渉を取引先と進め、一定の成果を上げております。

一方、当事業年度においては、自社内で対応できない工事案件の比重が増え、それに伴い外注費が増加いたしました。今後も同様の電気通信工事に係る案件は増加していくことが期待されることから、自社内のエンジニアのスキル向上等の取り組みも含め、適切な外注費コントロールを図ってまいります。

また、今後も原価や労務費の上昇が予想されることから、適切な販売価格の確保、コストの見直しと削減が重要な課題であると認識しております。

人材サービス事業においては、派遣従事者の労務費の上昇に伴う派遣単価の見直しが必須であるため、派遣先との交渉を継続する一方で、新規派遣先の開拓により派遣者数増員を図ります。また、テクニカルセンターにおける遠隔支援システムの活用や、AIを活用したシステムの導入等をはじめとする社内DXの推進により業務効率の向上を図り、コスト削減を実現してまいります。

当社にとって人材は事業の維持、拡大の基盤であるため、人材の採用はもちろん、従業員エンゲージメントの向上が全社的な課題であると考えております。当事業年度においてはES向上委員会を立ち上げ、ESアンケート実施に留まらず、現場の声を直接吸い上げる機会を定期的に設ける等の活動をいたしました。その結果、離職率の低下という成果を上げております。そのような中、2025年春季生活闘争の第4回回答集計結果は、5.37%と、昨年同時期を上回っております。人材不足の市場において、大手企業を中心に初任給の引き上げが進んでおります。当社においては、定期昇給、ベースアップと併せて、賞与支給額を基本給の3か月分から4か月分に増額することを計画しております。また、ES向上委員会の活動を継続し、更なるエンゲージメント向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
保守サービス事業	サーバ、パソコン、プリンター、専用端末、ネットワーク等、多様な機器の保守及びコールセンター、ヘルプデスクサービス等のシステムの運用サポートを提供しております。
ソリューション事業	システムの設計、設定、構築、設置工事、展開管理等のICTサービスの提供及び顧客の要望に合わせた機器の提案、販売、LCMサービスの展開をしております。
人材サービス事業	IT機器の保守、点検、修理を行なうカスタマエンジニア、システムの設計や、ネットワークの設計・構築、派遣先企業のフロント営業のサポートを行うシステムエンジニアの派遣をしております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本社	東京都台東区
支店	北海道支店 : 北海道札幌市 東北支店 : 宮城県仙台市 北関東支店 : 栃木県宇都宮市 さいたま支店 : 埼玉県さいたま市 東京支店 : 東京都江東区 千葉支店 : 千葉県千葉市 西東京支店 : 東京都小金井市 横浜支店 : 神奈川県横浜市 甲信越支店 : 長野県長野市 中部支店 : 愛知県名古屋市 関西支店 : 大阪府大阪市 中四国支店 : 広島県広島市 九州支店 : 福岡県福岡市
テクニカルセンター	東京都江戸川区
サービスセンター	東京都台東区

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

事業区分	使用人数	前事業年度末比増減
保守サービス事業	310 (83) 名	5名減 (9名減)
ソリューション事業	233 (40)	43名増 (9名減)
人材サービス事業	274 (4)	4名増 (1名増)
全社 (共通)	43 (16)	7名増 (2名増)
合計	860 (143)	49名増 (15名減)

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員、季節工を含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2025年3月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、今後の更なる生産性及び業務効率の向上を目的とし2025年4月1日付で、一部の支店を統合いたします。統合後の支店一覧は下記の通りです。

支店	北海道支店 : 北海道札幌市 東北支店 : 宮城県仙台市 北関東支店 : 埼玉県さいたま市 東京支店 : 東京都江東区 南関東支店 : 神奈川県横浜市 中部支店 : 愛知県名古屋市 関西支店 : 大阪府大阪市 中四国支店 : 広島県広島市 九州支店 : 福岡県福岡市
----	---

- (注) 1.旧さいたま支店は旧北関東支店と統合し、北関東支店となります。旧北関東支店は北関東支店管下の宇都宮営業所となります。
2.旧千葉支店、旧西東京支店は東京支店と統合し、東京支店管下の千葉営業所、西東京営業所となります。
3.旧横浜支店は南関東支店に名称変更いたします。
4.旧甲信越支店所属の各営業所は、北関東支店、南関東支店、中部支店管下となり、甲信越支店は廃止いたします。

2. 株式の状況 (2025年3月31日現在)

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 6,850,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 1,834,000株 |
| (3) 株主数 | 1,859名 |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
株式会社ヒューマンサービス	270,900株	17.27%
S H I N K O 従業員持株会	129,300株	8.24%
福留泰蔵	100,200株	6.39%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	79,400株	5.06%
エヌ・デーソフトウェア株式会社	76,000株	4.84%
CITIC SECURITIES BROKERAGE (HK) LIMITED AC CLIENT	60,000株	3.82%
榎田重夫	35,600株	2.27%
ノムラシンガポールリミテッド カスタマーセグエフジエー1309	34,800株	2.21%
松井証券株式会社	31,500株	2.00%
高木眞之助	20,700株	1.32%

- (注) 1. 当社は、自己株式を266,034株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項

自己株式の取得

当社は2024年11月14日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得について決議し、以下の通り取得いたしました。

①自己株式の取得を行った理由

当社は、当社の主要株主であるP H C株式会社より、同社が保有する当社普通株式について売却の意向を有している旨の連絡を受けました。当社として、同社の保有する当社株式が一時に

市場に放出されることによる当社株式の市場株価等への影響を考慮し、当該株式を自己株式として買い受けることについて検討したところ、当該株式を自己株式として取得することは、市場への影響を回避することに加えて、取得後のEPS（一株当たり当期純利益）の向上などを通じ、株主価値の向上を図るとともに、以後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策にも資するものであると判断しました。

なお、P H C株式会社とは、株式保有比率にかかわらず、今後も変わらず良好な関係を継続してまいります。

②取得の内容

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| ・取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| ・取得する株式の総数 | 266,000株 |
| ・株式の取得価額の総額 | 529,872,000円 |
| ・取得日 | 2024年11月15日 |
| ・取得方法 | 東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け |

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	福 留 泰 蔵	執行役員 指名・報酬委員会委員 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長
常 務 取 締 役	石 田 英 章	執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット担当 テクニカルサポートセンター担当
取 締 役	佐 藤 秀 樹	執行役員 人財開発推進室担当 人材サービス統括ユニット担当
取 締 役	村 上 芳 仁	執行役員 経営企画室長 コーポレートスタッフ統括ユニット担当
取 締 役	星 野 達 也	執行役員 ソリューション統括ユニット担当 カスタマセールス統括ユニット担当
取 締 役	漆 原 良 夫	指名・報酬委員会委員長 漆原良夫法律事務所 代表 株式会社読売ニュースサービス 顧問 パイオネット・ソフト株式会社 顧問 株式会社フォーエヌ 顧問 株式会社アイザック 顧問
取 締 役	根 本 紀 行	指名・報酬委員会委員 根本紀行公認会計士事務所 代表
取 締 役	伊 藤 憲 太 郎	指名・報酬委員会委員 Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役
取 締 役	ホ ー マ ン 由 佳	指名・報酬委員会委員 立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科 教授 株式会社ジーワン・コミュニケーションズ 取締役
常 勤 監 査 役	赤 堀 由 紀 雄	
監 査 役	若 松 巖	藤村・若松・柳生法律事務所 弁護士
監 査 役	吉 田 修	キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社 非常勤監査役

- (注) 1. 取締役漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホームマン由佳氏は社外取締役であります。
2. 監査役若松巖氏及び吉田修氏は、社外監査役であります。
3. 2024年6月25日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、取締役高坂喜一氏、三宅大輔氏は任期満了により退任いたしました。

4. 当事業年度中の担当の異動は次のとおりです。
- ①2024年4月1日付で取締役石田英章氏は、ヘルスケアビジネス統括ユニット担当に加えてテクニカルサポートセンター担当となりました。
 - ②2024年4月1日付で取締役星野達也氏は、ソリューション統括ユニット長兼カスタマセールス統括ユニット担当から、ソリューション統括ユニット担当兼カスタマセールス統括ユニット担当となりました。
 - ③2024年6月25日付で取締役村上芳仁氏は、経営企画室長に加えて、コーポレートスタッフ統括ユニット担当となりました。
 - ④2024年7月25日付で社外取締役漆原良夫氏は、指名・報酬委員会委員長に再任され、就任いたしました。代表取締役社長福留泰蔵氏、社外取締役根本紀行氏、伊藤憲太郎氏は、指名・報酬委員会委員に再任され、就任いたしました。ホーマン由佳氏は、指名・報酬委員会委員に新たに選任され、就任いたしました。
- 5 社外監査役吉田修氏は、長年銀行、証券会社に勤務しており、営業、IPO準備、再建支援、業務監査等の豊富な経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役漆原良夫氏及び社外監査役若松巖氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は、社外取締役漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏並びに社外監査役若松巖氏、吉田修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
8. 社外役員の他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該兼職先との関係は、後記「(6)社外役員に関する事項」に記載しております。
9. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2025年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執 行 役 員	儘 田 康 弘	コーポレートスタッフ統括ユニット長
執 行 役 員	松 木 隆 憲	ヘルスケアビジネス統括ユニット長
執 行 役 員	岸 本 一 彦	ソリューション統括ユニット長
執 行 役 員	丸 山 隆 道	カスタマセールス統括ユニット長
執 行 役 員	石 田 尚 大	テクニカルサポートセンター長
執 行 役 員	黒 川 一 保	人材サービス統括ユニット長
執 行 役 員	森 淵 琢 磨	東日本ブロック統括支店長
執 行 役 員	盛 田 和 明	西日本ブロック統括支店長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役又は監査役がその職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該最低責任限度額を超える部分については、損害賠償責任その他の責任を負わないものとするしております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役、監査役及び執行役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じる損害等の損害を補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員報酬の基本方針を定めており、概要は以下のとおりであります。

〈基本方針〉

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ企業文化と融合したものであること。

役員にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連動性の高い報酬制度であること。

当社が経営を担う者に求める『経営人材のあるべき姿』に適う人材を確保できる報酬であること。

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

〈報酬に関する事項〉

当社の常勤取締役の報酬については、毎年定時株主総会後の取締役会において、役位（職位）に応じた基本報酬を基礎として、前事業年度の業績及び個人目標の達成度を加味して決定いたします。報酬額は業績及び個人目標の達成度により前年度比最大40%変動いたします。

業務執行から独立した立場である社外取締役については、基本報酬のみを支給する方針としております。

報酬は金銭とし、毎月均等に支払われるものとします。

※本方針は、2021年6月24日開催の取締役会において決議いたしました。

ご参考 2026年3月期以降の役員報酬制度の概要

当社は経営計画実現に向けた役員報酬制度のあり方について、独立社外取締役を中心とした指名・報酬委員会で議論を重ねてまいりました。その結果、取締役が業績目標や企業価値向上に着実にコミットしていくために、経営計画で掲げる経営指標と役員報酬との連動性を一層強化するべく2025年3月26日開催の取締役会にて、新たな役員報酬制度の導入を決議いたしました。

〈基本方針〉

当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであり、かつ企業文化と融合したものであること。

役員にとって、経営戦略・経営計画の完遂、目標とする会社業績の達成を動機付ける業績連

動性の高い報酬制度であること。

当社が経営を担う者に求める『経営人材のあるべき姿』に適う人材を確保できる報酬であること。

株主との利益意識の共有や株主重視の経営意識を高めるものであること。

報酬の決定プロセスは透明性・客観性の高いものであること。

〈報酬構成〉

1. 基本報酬

取締役の基本報酬は、個人別の固定報酬と業績連動報酬（役員賞与）により構成します。また、社外取締役および監査役については、その役割・責任を考慮して基本報酬のみの構成とします。

2. 固定報酬

取締役の個人別の固定報酬は、役職に応じた基本報酬の80%相当額に「代表権・CXO加算額」を加算した額とします。なお、複数のCXOに就任した場合のCXO加算額は、その最高加算額を用いて累積加算は行いません。支給方法は毎月現金で支給します。

3. 業績連動報酬（役員賞与）

取締役の個人別の業績連動報酬（役員賞与）は、役職に応じた基本報酬の20%相当額とし、評価に応じて支給額が変動します。また、担当事業部門がある取締役と担当事業部門が無く全社に対して責任を負う取締役では異なる算出方法とします。

業績連動報酬の評価指標は、事業の成長性を評価する指標として「売上高」、収益性を評価する指標として「営業利益」及び「当期純利益」とします。また、担当事業部門がある取締役は、上記の「売上高」「営業利益」「当期純利益」に加えて担当部門の成長性を評価する指標として「部門売上高」、担当部門の収益性を評価する指標として「事業別営業利益」を活用することとし、各評価ウェイトは下表（ア）並びに（イ）のとおりであります。

評価指標別業績連動報酬(予算比)は、当事業年度の目標（予算）に対する達成度に応じて、0.5~1.5の範囲で倍率を定め、各評価指標における基準値を乗算します。

評価指標別業績連動報酬（前期比）は、前事業年度と当事業年度の増減率（小数点第2位を切り捨て）を用いて、各評価指標における基準値を乗算します。

定性的評価の達成度は、各取締役が掲げた経営哲学や企業理念を反映した長期戦略の実現に寄与する目標について自己評価を行い、その評価結果を指名・報酬委員会が審査し決定します。

業績連動報酬計は、「各評価指標別業績連動報酬（予算比）×50%」、「各評価指標別業績連動報酬（前期比）×50%」および「定性的評価」を合算した額となります。

業績連動報酬（役員賞与）は、業績連動指標の数値が確定した日の翌日から起算して1

ヶ月以内に現金で支給します。

役務提供期間に係る業績連動報酬（役員賞与）の支給上限額は、それぞれ以下のとおりとします。

役位	業績連動報酬の支給上限額
取締役会長	18,225,000円
取締役社長	19,440,000円
取締役副社長	13,365,000円
専務取締役	11,542,500円
常務取締役	10,327,500円
取締役	7,776,000円

(ア) 担当事業部門がある取締役の業績連動報酬（役員賞与）の算出方法

評価指標	業績連動報酬の内訳					定性的評価
	全社			担当部門		
	売上高	営業利益	当期純利益	部門売上高	事業別営業利益	
評価ウェイト	1/10	1/10	1/10	2/10	2/10	3/10
各評価指標における基準値 ①	基本報酬 ×20% ×(1/10)	基本報酬 ×20% ×(1/10)	基本報酬 ×20% ×(1/10)	基本報酬 ×20% ×(2/10)	基本報酬 ×20% ×(2/10)	基本報酬 ×20% ×(3/10)
評価指標別業績連動報酬（予算比） ②	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	—
評価指標別業績連動報酬（前期比） ③	①× 前期比	①× 前期比	①× 前期比	①× 前期比	①× 前期比	—
業績連動報酬計	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	指名・報酬委員会にて決定

(イ) 担当事業部門が無く全社に対して責任を負う取締役の業績連動報酬（役員賞与）の算出方法

	業績連動報酬の内訳			
	全社			定性的 評価
評価指標	売上高	営業利益	当期純利益	
評価ウェイト	7/30	7/30	7/30	9/30
各評価指標における基準値 ①	基本報酬 ×20% ×(7/30)	基本報酬 ×20% ×(7/30)	基本報酬 ×20% ×(7/30)	基本報酬 ×20% ×(9/30)
評価指標別 業績連動報酬 (予算比) ②	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	①× 予算達成 状況倍率	—
評価指標別 業績連動報酬 (前期比) ③	①× 前期比	①× 前期比	①× 前期比	—
業績連動報酬 計	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	②×50% + ③×50%	指名・報酬 委員会にて 決定

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役4名）であります。

監査役の報酬限度額は、2019年6月20日開催の定時株主総会にて、年額30百万円以内と決議しております。なお、当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち、社外監査役2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は、取締役の指名や報酬に関する意思決定に独立役員である社外取締役が関与することにより、その意思決定手続きの客観性と透明性を高め、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るため、2024年1月26日開催の取締役会において取締役会の任意の諮問機関として、委員長を社外役員とし社外役員が過半数を占める指名・報酬委員会を設置しました。

これにより2024年7月から2025年6月までの取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会への諮問とその答申内容をもとに2024年6月25日開催の取締役会において決定されました。取締役会は報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された基本方針と整合しており、当該基本方針に沿うものであると判断しております。

④ 監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、業務分担の状況等を勘案し、あらかじめ株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	156百万円 (10)	156百万円 (10)	－ (－)	－ (－)	10名 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	18 (4)	18 (4)	－	－	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	174 (15)	174 (15)	－ (－)	－ (－)	13 (6)

(注) 1. 上記には、2024年6月25日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 当期末現在の取締役員数は9名（うち、社外取締役は4名）です。

⑥ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年6月24日開催の第7期定時株主総会において、取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。これに基づき、当事業年度中に退任した取締役1名に対し、10,633,500円の役員退職慰労金を支給しております。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役漆原良夫氏は、漆原良夫法律事務所代表、株式会社読売ニュースサービス顧問、パイオネット・ソフト株式会社顧問、株式会社フォーエヌ顧問、株式会社アイザック顧問を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役根本紀行氏は、根本紀行公認会計士事務所代表を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役伊藤憲太郎氏は、Fairy Devices株式会社非常勤監査役及び株式会社ボンマックス非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役ホームマン由佳氏は立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科教授及び株式会社ジーワン・コミュニケーションズ取締役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
- ・監査役若松巖氏は、藤村・若松・柳生法律事務所の弁護士を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役吉田修氏は、キャピタル フィナンシャルホールディングス株式会社非常勤監査役を兼務しております。なお、当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 漆 原 良 夫	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会8回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士及び国会議員としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会では積極的に意見を述べております。特に、支店移転等に際しての契約内容の適切さ、あるいは規程改定に際してはその内容の正当性について、客観的かつ広範な視野から適宜必要な助言や確認を行っております。従業員相談窓口の運用状況等のコンプライアンス体制等についても、助言を行う等、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を主導しております。</p>
取締役 根 本 紀 行	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会8回の全てに出席いたしました。</p> <p>公認会計士としての経験によって培われた幅広い視点から、取締役会では積極的に意見を述べております。特に決算内容について適宜必要な助言や確認を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>
取締役 伊 藤 憲 太 郎	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また指名・報酬委員会8回の全てに出席いたしました。</p> <p>経歴に裏付けされた経験と上場企業及びコーポレートガバナンス・コードに関する豊富な知見に基づき、取締役会では積極的に意見を述べております。特に中期経営計画策定や自己株式取得、IR活動については、客観的かつ広範な視野から適宜必要な助言や確認を行う等、経営の意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>

	出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 ホーマン 由佳	<p>当事業年度に開催された取締役会17回のうち、取締役に就任後に開催された13回の全てに、また、指名・報酬委員会8回のうち、委員に就任後に開催された6回全てに出席いたしました。</p> <p>大学教授としての学術活動、日頃の学生への教育やコミュニケーションを通して得た知見等に基づき、取締役会では積極的に意見を述べております。特に当社のサステナビリティや人材採用、研修及び従業員エンゲージメント向上への取り組みに対し、適宜必要な助言を行い、経営の意思決定の妥当性、適正性に加え、多様性という観点を確保するための適切な役割を果たしております。</p> <p>また、指名・報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や新たな役員報酬の決定過程における監督機能を担っております。</p>
監査役 若松 巖	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>弁護士としての豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及びコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>
監査役 吉田 修	<p>当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会12回の全てに出席いたしました。</p> <p>経歴に裏付けされた豊富な経験と高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査及びコンプライアンス体制等について適宜必要な発言を行っております。</p>

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務の停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した処分の概要

- ① 処分対象
太陽有限責任監査法人
- ② 処分内容
・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

- ・業務改善命令（業務管理体制の改善）
- ・処分理由に該当することとなったことに重大な責任を有する社員が監査業務の一部（監査業務に係る審査）に関与することの禁止 3ヶ月（2024年1月1日から同年3月31日まで）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の売買は市場にゆだねるものと考えており、当社株式の大量買付を行う大量買付者による当社株式の買付要請に応じるか否かは、当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、大量買付者による経営への関与は、当社の企業価値を毀損するものではなく、それが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば何ら否定するものではありません。しかしながら、当社との十分な交渉や取締役会の合意を経ることなく、その目的や買収後の方針等の十分な情報の開示がなされぬまま一方的に株式の大量買付が行われることは、企業価値が毀損される可能性があり、適当でないと考えます。

当社の財務及び事業方針の決定を支配する者のあり方としては、当社の掲げる企業理念を理解し、様々なステークホルダーと円滑な関係を構築することにより社会に貢献し、当社の企業価値の最大化を図るとともに株主の皆様の共同の利益を確保するものでなければならないと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後、当社株式について大量買付が行われた際に、株主の皆様が買付に応じるか否かの判断や取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保する、買付者と交渉を行うことを可能とする等、当社の企業価値と株主の皆様の共同の利益に反する買付行為を抑止するための検討が必要であると考えております。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益を株主の皆様に適切に還元し、ご支援に報いることを第一に、将来にも安定した配当を継続できるよう企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ配当することを基本方針としております。

具体的には、年間配当性向30%を目標として上記基本方針に基づき配当を実施していく予定であります。

当事業年度の期末配当金につきましては、普通株式1株につき97円とさせていただきます。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,061,674	流動負債	3,063,861
現金及び預金	1,534,412	買掛金	1,195,151
受取手形	4,505	未払法人税等	143,420
電子記録債権	21,260	未払消費税等	156,921
売掛金	2,695,815	未払費用	578,152
契約資産	174,232	前受金	603,551
棚卸資産	266,629	預り金	28,951
前払費用	244,481	賞与引当金	320,854
預け金	416	リース債務	25,235
立替金	366	資産除去債務	11,623
未収金	121,826	固定負債	1,554,942
仮払金	310	退職給付引当金	1,230,207
貸倒引当金	△2,582	長期未払金	146,105
固定資産	1,307,955	長期リース債務	60,721
有形固定資産	304,627	資産除去債務	117,907
建物附属設備	275,377	負債合計	4,618,804
工具、器具及び備品	124,906	(純資産の部)	
リース資産	135,513	株主資本	1,750,825
減価償却累計額	△231,169	資本金	183,120
無形固定資産	104,882	資本剰余金	83,120
のれん	4,451	資本準備金	83,120
ソフトウェア	97,769	利益剰余金	2,014,542
電話加入権	2,662	利益準備金	25,000
投資その他の資産	898,444	その他利益剰余金	1,989,542
敷金・保証金	337,690	繰越利益剰余金	1,989,542
長期前払費用	64,343	自己株式	△529,957
繰延税金資産	496,410	純資産合計	1,750,825
資産合計	6,369,629	負債純資産合計	6,369,629

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	16,904,476
売 上 原 価	12,881,143
労 務 費	4,497,479
商 品 売 上 原 価 費	5,865,357
外 注 費	2,518,305
売 上 総 利 益	4,023,332
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,335,642
営 業 利 益	687,690
営 業 外 収 益	10,630
受 取 利 息	937
保 守 契 約 解 約 益	5,517
雑 収 入	4,175
営 業 外 費 用	6,748
支 払 利 息	453
支 払 手 数 料	5,000
雑 損 失	1,294
経 常 利 益	691,573
特 別 損 失	16,006
減 損 損 失	15,991
固 定 資 産 除 却 損	15
税 引 前 当 期 純 利 益	675,566
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	218,126
法 人 税 等 調 整 額	△55,433
当 期 純 利 益	512,872

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社SHINKO
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	上西 貴之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大塚 弘毅	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SHINKOの2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

株式会社SHINKO 監査役会

常勤監査役 赤堀 由紀雄 ㊟

社外監査役 若松 巖 ㊟

社外監査役 吉田 修 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第11期の期末配当を致したいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金97円と致したいと存じます。
なお、この場合の配当総額は152,092,702円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月23日と致したいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

特定の顧客向けに提供する施設の運用サービスでは、借地を含めた用地の調達から設備を構築したうえで施設全体の運用を行うことになるため、不動産の賃貸事業を含んだサービス内容となることが想定されています。当該事業を円滑に遂行できる体制を整えるため、現行定款第2条（目的）につきまして「土地及び建物の賃貸」を追加するものであります。

また、事業目的の追加に伴い、号数を繰り下げるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1. ～10. (条文省略) (新 設) <u>11.</u> 前第1号から第 <u>10</u> 号までに掲げる業務に附帯する業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1. ～10. (現行どおり) <u>11.</u> <u>土地及び建物の賃貸</u> <u>12.</u> 前第1号から第 <u>11</u> 号までに掲げる業務に附帯する業務

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営機構改革を実施し、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の内容につきましては、過半数を社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会で審議の上、答申した内容に基づく取締役会の決議により決定していません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	
1	ふく ども たい ぞう 福 留 泰 蔵	代表取締役社長	【再任】
2	いし だ ひで あき 石 田 英 章	常務取締役	【再任】
3	むら かみ よし ひと 村 上 芳 仁	取締役	【再任】
4	ほし の たつ や 星 野 達 也	取締役	【再任】
5	うるし ばら よし お 漆 原 良 夫	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
6	ね もと のり ゆき 根 本 紀 行	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
7	い どう けんたろう 伊 藤 憲太郎	取締役	【再任】 【社外】 【独立】
8	ホームマン ゆか 由佳	取締役	【再任】 【社外】 【独立】

【再任】 再任取締役候補者、【社外】 社外取締役候補者

【独立】 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	ふく どめ たい ぞう 福 留 泰 蔵 (1953年4月25日)	1979年4月 日本金属株式会社 入社 1982年2月 株式会社本田技術研究所 入社 1993年7月 衆議院議員 当選 2001年4月 株式会社エース商事 (現 株式会社エース電研) 入社 2005年3月 株式会社新興製作所 出向 2005年7月 同社取締役兼営業本部長就任 2006年7月 日本オンライン整備株式会社 取締役就任 2006年9月 当社 取締役就任 (非常勤) 2008年7月 株式会社新興製作所 常務取締役兼営業本部長就任 2009年6月 当社 代表取締役社長執行役員就任 (現任) 2016年12月 株式会社ヒューマンサービス 代表取締役社長就任 (現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ヒューマンサービス代表取締役社長	100,200株
【選任理由】 同氏は、2009年6月から代表取締役社長として当社の経営の指揮を執り、当社の持続的な発展に尽力してきました。当社の事業活動に関し、豊富な経験と高度な知識を有し、当社の業務に深く精通しております。当社の継続的な企業価値向上を担うものとして適任であるため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	い し だ ひ で あ き 石 田 英 章 (1967年3月8日)	1987年4月 東京電子サービス株式会社 入社 1990年1月 当社 入社 2015年4月 執行役員 医療福祉推進本部長就任 2016年6月 取締役就任 2017年1月 株式会社ヒューマンサービス 取締役就任 2018年2月 当社取締役執行役員 医療福祉事業推進本部長就任 2018年6月 常務取締役執行役員 医療福祉事業推進本部長就任 2019年1月 常務取締役執行役員 サービスビジネス統括ユニット長就任 2020年6月 専務取締役執行役員就任 2020年11月 専務取締役執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット長就任 2022年4月 専務取締役執行役員 経営企画室担当 兼 人財開発推進室担当 兼 ヘルスケアビジネス統括ユニット担 当就任 2022年6月 株式会社ヒューマンサービス取締役退任 2023年6月 常務取締役執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット担当就 任 2024年4月 常務取締役執行役員 ヘルスケアビジネス統括ユニット担当 兼 テクニカルサポートセンター担当就 任 (現任)	9,000株
【選任理由】 同氏は、当社の保守サービス部門を中心とした業務に関する豊富な知識・経験を有し、長年にわたり顧客基盤の強化及び収益構造の改善に尽力してきました。引き続き、当社の発展や企業価値向上に貢献できるものと判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	むら 村 かみ 上 よし 芳 ひと 仁 (1965年1月26日)	1986年4月 当社 入社 2010年9月 水戸支店長就任 2011年4月 名古屋支店長就任 2014年10月 札幌支店長就任 2015年4月 経営企画室長就任 2019年1月 執行役員 経営企画室長就任 2023年6月 取締役執行役員 経営企画室長就任 2024年6月 取締役執行役員 経営企画室長 兼 コーポレートスタッ フ統括ユニット担当就任 2025年4月 取締役執行役員 経営企画室担当 兼 コーポレートスタ ッフ統括ユニット担当就任 (現任)	2,400株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、現場での豊富な勤務経験を有していることに加え、経営企画室長を長く務め、当社の業務に精通しています。2023年3月の上場にあたっては、当社経営についての深い理解を生かすだけでなく、分析能力や説明力、先を見通す能力を十分に発揮して上場の実現に尽力しました。今後もその手腕が活かされることを期待し、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
4	ほし の たつ や 星 野 達 也 (1969年3月30日)	1989年4月 当社 入社 2011年4月 東ブロック営業部 ゼネラルマネージャー就任 2018年1月 ソリューション営業本部 ソリユーショ ン営業部長就任 2019年1月 ソリューション事業統括ユニット パー トナー事業本部長就任 2020年4月 執行役員 ICTソリューション統括ユニット長就任 2022年4月 執行役員 ソリューション統括ユニット長就任 2023年6月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット長 兼 カスタマセールス統括ユニット担当 就任 2024年4月 取締役執行役員 ソリューション統括ユニット担当 兼 カスタマセールス統括ユニット担当 就任 (現任)	1,000株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、営業部門での勤務経験を積み、当社執行役員就任後は、ソリューション統括ユニット長として当社の企業価値の向上に尽力してきました。今後もその豊富な経験と高度な知識を活かした経営手腕を発揮することを期待して、引き続き取締役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
5	うるし ばら よし お 漆 原 良 夫 (1944年11月18日)	1971年4月 東京弁護士会 弁護士登録 1981年4月 漆原良夫法律事務所開設 (現任) 1985年3月 株式会社読売ニュースサービス 顧問就任 (現任) 1990年3月 パイオネット・ソフト株式会社顧問就任 (現任) 1996年10月 衆議院議員 当選 2017年11月 公明党 顧問就任 2018年3月 株式会社フォーエヌ 顧問就任 (現任) 2018年3月 株式会社アイザック 顧問就任 (現任) 2018年3月 医療法人社団健志会 顧問就任 2019年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員長就任 (現任) (重要な兼職の状況) 漆原良夫法律事務所 代表 株式会社読売ニュースサービス 顧問 パイオネット・ソフト株式会社 顧問 株式会社フォーエヌ 顧問 株式会社アイザック 顧問	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、衆議院議員として長年にわたり国政に携わった経験があり、幅広い見識を有する弁護士です。当社以外の会社経営に直接関与した経験は有していないものの、当社のコンプライアンス体制の構築及び維持に対する助言や監督を引き続き期待し、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
6	ね も と の り ゆ き 根 本 紀 行 (1974年10月31日)	1997年4月 日本通運株式会社 入社 2006年12月 あずさ監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所 2011年9月 公認会計士登録 2018年8月 根本紀行公認会計士事務所開業(現任) 2019年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任(現任) (重要な兼職の状況) 根本紀行公認会計士事務所 代表	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、大手監査法人に勤務していた経験を有し、専門的かつ豊富な知識を有する公認会計士です。当社以外の会社経営に直接関与した経験は有していないものの、専門的見地からの当社の経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			
7	い どう けん た ろ う 伊 藤 憲 太 郎 (1956年5月19日)	1979年4月 大和証券株式会社 入社 2004年2月 大和証券SMBC株式会社 公開引受部長就任 2007年4月 大和証券SMBC株式会社 公開引受担当兼制度商品担当参与就任 2010年4月 大和証券株式会社 常勤監査役就任 2017年5月 株式会社ボンマックス 非常勤取締役就任 2020年3月 Fairy Devices株式会社 非常勤監査役就任(現任) 2020年4月 株式会社ボンマックス 非常勤監査役就任(現任) 2022年6月 当社 社外取締役就任(現任) 2024年1月 指名・報酬委員会委員就任(現任) (重要な兼職の状況) Fairy Devices株式会社 非常勤監査役 株式会社ボンマックス 非常勤監査役	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、大和証券株式会社にて約26年間新規上場業務に従事し、IPOに関する豊富な知識を有しています。また、常勤監査役としても豊富な知識、経験があります。証券市場、コンプライアンス及びコーポレートガバナンス・コードについて、引き続き専門的見地からの監督、助言等を期待し、社外取締役候補者となりました。			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
8	ホ ー マ ン 由 佳 (1963年12月4日)	1989年4月 ヴァージンアトランティック航空 客室乗務員 1990年10月 役員秘書、企業内通訳、会議通訳の業務 に従事 1997年4月 多摩大学、日本大学、東京都市大学、成 蹊大学、聖心女子大学、青山学院大学 非常勤講師 2002年9月 株式会社ジーワン・コミュニケーション ズ入社 企業研修コーディネーター 兼 英語研修講師 2010年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 特任准教授就任 2012年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 准教授就任 2017年11月 株式会社ジーワン・コミュニケーション ズ 取締役就任 (現任) 2018年4月 立正大学経済学部、同大学大学院経済学 研究科 教授就任 (現任) 2024年6月 当社 社外取締役就任 (現任) 2024年7月 指名・報酬委員会委員就任 (現任) (重要な兼職の状況) 立正大学経済学部・同大学大学院経済学研究科 教授 株式会社ジーワン・コミュニケーションズ 取締役	-
【選任理由及び期待される役割の概要】 同氏は、学生への教育や学術活動を通し、人材育成についての高度なスキルと専門的な知見を有する大学教授です。また、事業会社の取締役として企業経営についての経験と知見を有しています。職歴、ジェンダーを含め取締役会の多様性を高めるだけでなく、当社の人材教育、経営に対する助言や業務執行に対する監督を期待し、引き続き社外取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。諸氏が再任された場合は、当社はこの4氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏は、現在、当社の社外取締役であります。諸氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって漆原良夫氏が6年、根本紀行氏が6年、伊藤憲太郎氏が3年、ホーマン由佳氏が1年となります。
5. 当社は、漆原良夫氏、根本紀行氏、伊藤憲太郎氏、ホーマン由佳氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、諸氏の再任が承認された場合は、諸氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者の株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
7. 福留泰蔵氏は、当社の株主である株式会社ヒューマンサービスの代表取締役社長であります。

(ご参考) 取締役候補者の主な経験分野 (スキルマトリックス)

取締役候補者の主な経験分野は次のとおりであります。

氏 名	専 門 性 ・ 経 験					
	企業経営	IT	営業	財務・会計	人事・人材 開発	法務・リスク マネジメント
福 留 泰 蔵	○	○	○			○
石 田 英 章	○	○	○		○	
村 上 芳 仁	○	○	○	○		○
星 野 達 也	○	○	○			
漆 原 良 夫 【社外】 【独立】						○
根 本 紀 行 【社外】 【独立】				○		
伊 藤 憲 太 郎 【社外】 【独立】	○			○		○
ホーマン 由 佳 【社外】 【独立】	○		○		○	

(注) 上記一覧表は、各候補者が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	
1	もり ぶち たく ま 森 洸 琢 磨	執行役員 業務監査室担当	【新任】
2	わか まつ いわお 若 松 巖	監査役	【再任】 【社外】 【独立】
3	よし だ おさむ 吉 田 修	監査役	【再任】 【社外】 【独立】

【再任】 再任監査役候補者、【新任】 新任監査役候補者、【社外】 社外監査役候補者

【独立】 東京証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	※ もり ぶち たく ま 森 淵 琢 磨 (1966年12月17日)	1987年4月 当社 入社 2009年2月 横浜支店長就任 2015年4月 医療福祉事業推進本部第2営業部長就任 2016年7月 執行役員 医療福祉事業推進本部長就任 2019年4月 執行役員 事業ライン統括ユニット 東ブロック統括支店長就任 2022年4月 執行役員 事業ライン統括ユニット 北ブロック統括支店長就任 2023年5月 執行役員 事業ライン統括ユニット 東日本ブロック統括支店長就任 2025年4月 執行役員 業務監査室担当就任 (現任)	2,900株
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、入社以来、長年にわたり現場の最前線で豊富な経験を積み、その実務知識とリーダーシップを活かして、組織の成長と発展に大きく貢献してまいりました。2016年からは、執行役員医療福祉事業推進本部長として、全社的なお客様や取引先様との良好な関係構築、業務プロセスの改善、人材育成などにおいて高い成果を上げました。2019年からは東ブロック統括支店長として、管轄エリア内5支店の業績向上を目指して各支店の経営状況を分析し、課題に応じたKPI設定と施策立案をサポートすることで業績向上を成し遂げました。豊富な現場経験と経営知識を活かすことで、現場感覚に基づいたリスクの察知、経営判断の妥当性評価、経営に対する建設的な意見や改善提案が期待できることから新たな監査役候補者となりました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	わか まつ いわお 若 松 巖 (1953年5月16日)	1984年4月 東京弁護士会弁護士登録 石川博臣法律事務所入所 1986年4月 用松哲夫法律事務所入所 1990年4月 若松・長崎・川島法律事務所開設 1991年10月 若松巖法律事務所開設 2003年4月 石川・若松法律事務所開設 2012年5月 株式会社エス・エス・エンジニアリング 非常勤監査役就任 2012年6月 当社非常勤監査役就任（現任） 2015年4月 日本大学理工学部建築学科 非常勤講師 就任 2023年8月 藤村・若松・柳生法律事務所 開設 （現任）	—
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、弁護士としての業務経験を通じ、企業法務に関する豊富な知識を有しており、議案・審議等に適宜助言又は提言を頂けること、またコンプライアンス及びコーポレート・ガバナンス機能の強化への貢献できるものと判断し、引き続き監査役候補者としました。</p>			

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	よし だ おさむ 吉 田 修 (1954年4月15日)	1979年4月 株式会社大和銀行 (現 株式会社りそな銀行) 入社 1985年5月 野村證券株式会社 出向 1990年2月 株式会社伊藤園 出向 1999年5月 野村貿易株式会社 出向 2006年12月 野村信託銀行株式会社 出向 2007年3月 野村信託銀行株式会社 転籍 2018年3月 キャピタルパートナーズ証券株式会社入 社 内部監査室長就任 2018年10月 キャピタルフィナンシャルホールディン グス株式会社 グループ内部監査部長就任 2019年6月 同社常勤監査役就任 2019年6月 当社非常勤監査役就任 (現任) 2022年5月 キャピタルフィナンシャルホールディン グス株式会社 非常勤監査役就任 (現任)	—
<p>【選任理由】</p> <p>同氏は、証券会社において業務監査に長年従事し、豊富な知識を有しています。CIA（公認内部監査人）、CISA（公認情報システム監査人）、CFE（公認不正検査士）資格を保有し、業務監査に関する知識、経験は豊富であることから今後も当社の内部統制強化に貢献できるものと判断し、引き続き監査役候補者となりました。</p>			

- (注) 1. ※印は、新任の監査役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 若松巖氏と吉田修氏は社外監査役候補者であります。
4. 当社は、若松巖氏、吉田修氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。諸氏が再任された場合は、当社はこの2氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
5. 若松巖氏と吉田修氏は、現在当社の社外監査役であります。両氏の監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって、若松巖氏が13年、吉田修氏が6年となります。
6. 当社は、若松巖氏と吉田修氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、諸氏の再任が承認された場合は、諸氏との当

該契約を継続する予定であります。また、森淵琢磨氏が選任された場合は、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

7. 当社は、保険会社との間で、当社取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しています。被保険者の株主代表訴訟、第三者訴訟、会社訴訟の訴訟費用及び損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、故意又は重過失に起因する場合を除く）。各候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都台東区西浅草三丁目17番1号
浅草ビューホテル 3階 祥雲I
TEL 03-3842-2121



交通	つくばエクスプレス	「浅草駅」A2出口	徒歩1分
	東京メトロ銀座線	「田原町駅」3番出口	徒歩7分
	東武スカイツリーライン	「浅草駅」松屋出口	徒歩10分
	都営地下鉄浅草線	「浅草駅」A4出口	徒歩13分